

ご意見  
募集します  
パブリックコメント  
(市民意見提出制度)

## パブリックコメント(市民意見提出制度) みなさんの意見を募集します

### ■豊橋市農業基本構想(素案)

豊橋市農業基本構想は、10年後を見据えた基本理念のもと、平成23〜27年度の農政の基本的な方向・主要施策を示すものです。

**募集期間** 1月19日(水)〜2月18日(金)

**閲覧場所** 市役所農政課(西館3階)・じょうほうひろば(東館1階)・カリオンビル、ホームページ

([http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_soumu/gyousei/pubcome/](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_soumu/gyousei/pubcome/)) **問合せ** 農政課(〒440-8501住所不要 ☎51・2464) ☎56・5130 ☒nosei@city.toyohashi.g.jp)

### ■豊橋市産業戦略プラン(素案)

豊橋市産業戦略プランは、農業・工業・商業およびサービス業などすべての産業をさらに持続・発展させるための豊橋市の産業政策の基本的な考え方と戦略を示すものです。

**募集期間** 1月19日(水)〜2月18日(金)

**閲覧場所** 市役所産業政策課(東

館10階)・じょうほうひろば、カリオンビル、ホームページ

([http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_soumu/gyousei/pubcome/](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_soumu/gyousei/pubcome/)) **問合せ** 産業政策課(〒440-8501住所不要 ☎51・2640) ☒55・9060 ☒sangyoseisaku@city.toyohashi.g.jp)

### ■豊橋市食品衛生監視指導計画(案)概要

「食」の安全・安心を推進するため、平成23年度豊橋市食品衛生監視指導計画(案)概要を作成しましたので、本計画に対する意見を募集します。

**募集期間** 1月19日(水)〜2月17日(木)

**閲覧場所** 保健所生活衛生課(中野町字中原「ほろつば」内)、市役所じょうほうひろば、カリオンビル、ホームページ

([http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_soumu/gyousei/pubcome/](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_soumu/gyousei/pubcome/)) **問合せ** 生活衛生課(〒441-8539中野町字中原100「ほろつば」内

☎39・9124 ☒38・0780 ☒seikatsusei@city.toyohashi.g.jp)

「共通事項」その他 寄せられた意見や、それに対する市の考え方は市のホームページなどで後日公表します。個々の意見に直接回答することはありません **意見提出** 期間内に意見、住所、氏名(法人・団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)、連絡先(電話番号やEメールアドレス)を各問合せ※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください



## 1月15日(土)から豊橋競輪 振興券を発売します

**問合せ先** 豊橋競輪場 ☎61・3136  
☒ <http://www.keirin.toyo-hashi.aichi.jp>

豊橋競輪場では、日ごろの感謝の気持ちを込めて、豊橋競輪場内と周辺商店で使用できるお得な振興券を販売します。

**販売期間** 1月15日(土)〜2月18日(金)

(非開催日の1月26日、2月3日・7日を除く) **販売場所** 豊橋競輪場(東田町) **価格** 1冊1000円(100円×12枚綴り) **購入限度** 1人1日

5冊まで **販売冊数** 2万冊※1日の販売上限冊数は1000冊 **使用可能期間** 1月22日(土)〜3月6日(回) **使用可能場所** 豊橋競輪場内(場内売店、レストラン)、車券購入、豊橋競輪場周辺商店※詳細は問い合わせてください

**使用限度** 車券購入の場合は、1回の購入につき2冊まで



豊橋競輪振興券



## 平成22年度「とよはしの匠」 認定者が決まりました

問合せ先 工業勤労課 ☎51・2435

「とよはしの匠」は、市内の卓越した技能者を顕彰・認定し、その技能や職業を広く知っていただき、その「技」を次の世代に伝え、より多くの優れた人材を育てていくことを目的としています。

### ■認定証授与式・作品展

内容／とき 認定証授与式／1月31日(月)午後2時、作品展／1月31日(月)午後2時～2月4日(金)午後4時 **ところ** 市役所市民ギャラリー(東館1階)

【つつじ賞】  
機械工作以外の部門  
(食品、衣服、建築など)



かとう ともひさ  
加藤 智久 さん

石巻本町 67歳  
長栄加藤建築

※認定者の年齢は1月31日現在

一般住宅の施工だけではなく、文化財級の古民家の修復や社寺の復元を数多く手掛け、特に木造住宅における大火打ちと呼ばれる耐震構造の独自性や、木組みの粋とも言える唐傘天井の造作技術に優れています。また、豊橋高等技術専門校の校長として、後継者育成に尽力されていることも高く評価されました。



## 飼い犬・飼いねこの引き取りが 4月1日から有料になります

問合せ先 生活衛生課 ☎39・9127

4月1日から、家庭で飼えなくなった犬・ねこの引き取りについては手数料が必要となります。引き取りを希望する飼い主は、生活衛生課まで相談してください。

### ■犬・ねこの引き取り料金

生後91日以上犬・ねこ／1頭(1匹)につき2500円、生後90日未満の犬・ねこ／1頭(1匹)につき500円

### ▶ペットを飼う際の注意事項

#### ●終生飼養の原則

飼い主は、飼っているペットを最後まで責任を持って飼わなければなりません。やむを得ず飼いつづけることができなくなった場合は、飼い主の責任で新しい飼い主を探してください。新しい飼い主が見つからないか、探す方法がない場合は、ホームページ「犬ねこ飼い主がし案内板」([http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_kenkou/seikatsuseisei/doubutsu/index.html](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_kenkou/seikatsuseisei/doubutsu/index.html))を参照し、保健所まで相談してください。  
●子どもを望まないなら不妊・去勢手術を行ってください

望まないのに、ペットに子どもが生まれてしま

もらい手が見つからない場合もあります。子どもを望まないのであれば、不妊・去勢手術などを行ってください。

### ■ペットを捨てたり虐待することは犯罪です

ペットを捨てたり、傷つけたり、餌を十分に与えないなど虐待することは法律により禁止されており、懲役刑や罰金などの罰則があります。動物をみだりに殺したり、傷つけた者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。ペットを捨てたり、虐待した者は50万円以下の罰金と定められています。

